

県立太田西山高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間間（準備、片付け、移動時間を含まない。長期休業日中も準ずる）

1日あたり平日2時間、休日4時間を上限として、週計を12時間とする。

※休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合は、他の休日に休養日を振替えること。

※祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合は、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

イ 朝の活動を原則禁止する。

ウ 休養日の設定(長期休業日中も準ずる)

原則、平日・休日各1日以上、週計を原則2日以上とする。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

公式大会等以外の地方大会等への参加について精選する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。

イ 可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制の構築を目指す。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 運動部顧問は、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす研修に参加する。

イ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

オ 部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

イ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を構築する。

(2) 大会運営や役員業務の見直し

ア 大会の組合せや打合せ会議について、可能な限りデジタル化・オンライン化での参加とする。

イ 教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及び服務管理は県教育委員会の規程に基づいて従事する。